

※裏面の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。

共済適用表示

様式第230号

老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由該当届

54	57	80	基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。															
受給権者	① 個人番号 (または基礎年金番号) および年金コード		個人番号(または基礎年金番号)										年金コード					
	年金証書記号番号 (国共)		A	—			—		—					—				
	② 生年月日		大正 ・ 昭和 ・ 平成											年		月		日
加給年金額対象者	③ 配偶者の氏名																	
	④ 配偶者の生年月日		大正 ・ 昭和 ・ 平成											年		月		日
	⑤ 配偶者が公的年金制度等から支給を受けることになった老齢・退職または障害を支給事由とする年金等の名称およびその支給を行う制度の名称等		年金等の名称															
			制度の名称															
			個人番号(または年金証書の基礎年金番号)・年金コード・恩給証書等の記号番号															
⑥ 上記⑤の年金を受けることとなった年月日		昭和 ・ 平成 ・ 令和											年		月		日	

令和 年 月 日提出

郵便番号 (—)

住 所

受給権者

(フリガナ)

氏 名

電話番号 (—) — (—)
(携帯番号も可)

実施機関

受付年月日

記入上の注意

②、④および⑥の元号は、該当する文字を○で囲んでください。

⑤および⑥は、加給年金額の対象者である配偶者(夫または妻)の年金についてご記入ください。

なお、**配偶者が厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有している場合は、以下について**ご確認の上、ご記入ください。

- ・ 配偶者が下記（イ）に該当する場合には、配偶者が支給を受けることとなった老齢又は退職を支給事由とする年金の名称およびその支給を行う制度の名称等、その支給を受けることとなった年月日をご記入ください。
- ・ 配偶者が下記（ウ）に該当する場合には、配偶者が支給を受けることを選択した年金の名称およびその支給を行う制度の名称等、その支給を受けることとなった年月日をご記入ください。

〔加給年金支給停止規定の見直し〕

老齢厚生年金または障害厚生年金の受給権者の加給年金は、配偶者が厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有している場合は、令和4年4月以降、配偶者の年金の支給状態にかかわらず支給停止されます。

ただし、令和4年3月時点で、配偶者の老齢厚生年金等が全額停止され、受給権者の老齢厚生年金または障害厚生年金に加給年金が支給されていた場合には、以下の（ア）～（ウ）のいずれかの要件に該当するまでの間、引き続き加給年金の支給が継続されます。なお、（イ）または（ウ）に該当したときは届出が必要となります。

（ア）受給権者の老齢厚生年金（繰下げ加算額または経過の加算額を除く。）または障害厚生年金の全額が支給停止されることとなったとき

（イ）配偶者が失業給付の受給を終了したことにより老齢厚生年金の全額支給停止が解除されたとき
（令和4年3月分の老齢厚生年金が失業給付の受給により全額停止されていた場合に限る。）

（ウ）配偶者が年金選択により他の年金の支給を受けることとなったとき
（例：老齢厚生年金から障害厚生年金への選択替え 等）

「公的年金制度等」とは、次の制度です。

- | | | |
|------------------|--------------------|---------------------|
| 1. 国民年金 | 2. 厚生年金保険(旧法の年金のみ) | 3. 船員保険(旧法の年金のみ) |
| 4. 国家公務員共済組合 | 5. 地方公務員等共済組合 | 6. 私立学校教職員共済 |
| 7. 農林漁業団体職員共済組合 | 8. 恩給 | 9. 地方公務員の退職年金に関する条例 |
| 10. 日本製鉄八幡共済組合 | 11. 執行官 | 12. 旧令による共済組合等 |
| 13. 戦傷病者戦没者遺族等援護 | | |

「老齢・退職を支給事由とする年金」には、次の年金は含まれません。

- 1 国民年金の老齢年金、通算老齢年金および老齢基礎年金
- 2 厚生年金保険、船員保険の通算老齢年金
- 3 各共済組合等の通算退職年金および退職共済年金(その額の計算の基礎となる期間の月数が240 月未満のものに限る。)

◎個人番号を記入する場合は、本人確認のための書類(マイナンバーカード両面の写し等)の提出が必要となります。
詳しくはKKR年金相談ダイヤルまたは当会ホームページにてご確認いただきますようお願いいたします。

◎この届書の提出先は、国家公務員共済組合連合会(〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎)です。
ご不明な点は、KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556 (ナビダイヤル)
※0570におかけになれない場合 03-3265-8155 (一般電話) へお問い合わせください。

(個人情報の利用目的について)

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第17条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。

1. 長期給付の決定及び支払
2. 長期給付に関する情報提供
3. 宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供